

大阪市水道局職員の標準職務遂行能力に関する要綱

決 裁 平28. 3.31

（目的）

第1条 この要綱は、大阪市職員基本条例(平成24年大阪市条例第71号。以下「条例」という。)

第23条の規定に基づき、職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力（以下「標準職務遂行能力」という。）について定めるものとする。

（標準職務遂行能力）

第2条 標準職務遂行能力は、別表1及び別表2のとおりとする。

（この要綱により難い場合の措置）

第3条 特別の事情によりこの要綱によることができない場合には、水道局長は別段の取扱いをすることができる。

（その他）

第4条 この要綱に関する必要な事項は水道局長が定める。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

別表1（事務・技術職員）

標準的な職	標準職務遂行能力		
局長級	1	管理統率	企業(自治体)経営の新しい動きを常に把握し、当局全体(全市)的な観点から組織目標の達成に向け、自ら指揮をとり、所属を統率できる。
	2	市民志向	市民・お客さまの要請を正しく理解するとともに、所管職員が、法令、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができるよう指揮監督ができる。
	3	業務運営	業務効率、市民・お客さまサービスの向上等の観点から、業務・組織の改善・改革に取り組み、当局の責任者として、関係先と適切な調整及び交渉を行うことができる。
	4	人材育成	部長級以下の職員に対して適切な指導助言を行うことができる。
部長級	1	管理統率	企業(自治体)経営の新しい動きを常に把握し、当局全体(全市)的な観点から組織目標の達成に向け、適切な合意点を見出せる施策の判断を行い、所管職員を統率することができる。
	2	市民志向	市民・お客さまの要請を正しく理解するとともに、部内の職員が、法令、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができるよう指揮監督ができる。
	3	業務運営	業務効率、市民・お客さまサービスの向上等の観点から、業務・組織の改善・改革に取り組み、部の責任者として、関係先と適切な調整及び交渉を行うことができる。
	4	人材育成	課長級以下の職員に対して適切な指導助言を行うことができる。
課長級	1	管理統率	当局全体(全市)的な観点から適切な合意点を見出せる施策の判断を行い、円滑な業務遂行に向けて所管職員を統率することができる。
	2	市民志向	市民・お客さまの要請を正しく理解するとともに、職場の職員が、法令、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができるよう指揮監督ができる。
	3	業務運営	業務効率、市民・お客さまサービスの向上等の観点から、業務・組織の改善・改革に取り組み、職場の責任者として、関係先と適切な調整及び交渉を行うことができる。
	4	人材育成	課長代理級以下の職員に対して適切な指導助言を行うことができる。
課長代理級	1	管理統率	課長級の補佐として、当局全体(全市)的な観点から適切な合意点を見出せる施策の判断を行い、円滑な業務遂行に向けて、課長級の補佐として所管職員を統率することができる。

	2	市民志向	市民・お客さまの要請を正しく理解するとともに、法令、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	3	業務運営	業務効率、市民・お客さまサービスの向上等の観点から、業務・組織の改善・改革に取り組み、課長の補佐として、関係先と適切な調整及び交渉を行うことができる。
	4	人材育成	係長級以下の職員に対して適切な指導助言を行うことができる。
係長級	1	管理統率	担当業務の責任者として、担当の業務を管理することができる。
	2	市民志向	市民・お客さまの要請を正しく理解するとともに、法令、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	3	業務運営	当局全体(全市)的な観点から企画立案の素案を作成し、担当業務の責任者として、関係先と適切な調整及び交渉を行うことができる。
	4	人材育成	円滑な業務遂行に向けて他職員と協調し、係員に対して適切な指導助言を行うことができる。
3級係員	1	市民志向	市民・お客さまの要請を正しく理解するとともに、法令、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	2	業務遂行	担当内業務全般を的確に把握し、適切な方法を自ら考えて遂行するとともに、係長級を補佐しながら、担当外業務についても支援することができる。
	3	協調性	円滑な業務遂行に向けて他職員と協調し、後輩職員に対して適切な指導助言を行うことができる。
2級係員	1	市民志向	市民・お客さまの要請を正しく理解するとともに、法令、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	2	業務遂行	担当内業務全般を的確に理解したうえで、適切な方法を自ら考えて遂行するとともに、職場内の他業務についても理解を深めることができる。
	3	協調性	円滑な業務遂行に向けて他職員と協調し、後輩職員に対して適切な指導助言を行うことができる。
1級係員	1	市民志向	市民・お客さまの要請を正しく理解するとともに、法令、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	2	業務遂行	担当内業務全般を的確に理解したうえで、適切な方法で遂行するとともに、職場内の他業務についても理解を深めることができる。
	3	協調性	他職員と協調し、円滑に業務を遂行できる。

別表2（技能職員）

所属統括	1	管理統率	現業職場の活性化等に向け、係長級職員等との連携を密に保ち、部門統括等を掌握することができる。
	2	市民志向	市民・お客さまの要請を正しく理解するとともに、現業職場の職員が、法令、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができるよう指揮監督ができる。
	3	業務運営	業務効率、市民・お客さまサービスの向上等の観点から、業務・組織の改善・改革に取り組み、管理運営面で相当の役割を担う者として、係長級職員等と相互の連絡調整を行うことができる。
	4	人材育成	部門統括以下の職員に対して適切な指導助言を行うことができる。
部門統括	1	管理統率	現業管理職場の活性化等に向け、事務・技術職員との連携を密に保ち、主担等を掌握することができる。
	2	市民志向	市民・お客さまの要請を正しく理解するとともに、所管する職員が、法令、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができるよう、所属統括を補佐し、指揮監督ができる。
	3	業務運営	業務効率、市民・お客さまサービスの向上等の観点から、業務・組織の改善・改革に取り組み、作業管理面で相当の役割を担うとともに、所属統括の補佐として、作業班全般に適切な指示を行うことができる。
	4	人材育成	主担以下の職員に対して適切な指導助言を行うことができる。
2級係員（主担）	1	市民志向	市民・お客さまの要請を正しく理解するとともに、法令、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	2	業務遂行	所管業務の作業実施等に関して、他職員と協調し、適切な対応を行え、作業班全般を指揮・監督しながら業務遂行することができる。
	3	協調性	円滑な業務遂行に向けて他職員と協調し、1級係員に対して適切な指示を行うことができる。
1級係員	1	市民志向	市民・お客さまの要請を正しく理解するとともに、法令、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行することができる。
	2	業務遂行	担当業務内容を的確に把握したうえで、適切な方法を自ら考えて遂行するとともに、自らの業務に責任をもって行動することができる。
	3	協調性	円滑な業務遂行に向けて他職員と協調し、後輩職員に対して適切な指示を行うことができる。